

湯梨浜町告示第 33 号

湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 28 年 4 月 1 日

湯梨浜町長 宮脇 正道

湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、湯梨浜町補助金等交付規則（平成 16 年湯梨浜町規則第 50 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 補助金は、町内に自らが定住し道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 3 項に規定する普通自動車運転免許（以下「免許」という。）を取得する者に対し、その免許の取得を支援することにより、移住定住者の利便性の向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を申請した日において、県外から町に転入して 6 箇月を経過していない者で住所を有する前に県外に 5 年以上居住していた 65 歳以下の者とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 補助金の交付を受けてから 5 年以上町に定住しようとする者
- (2) 市町村税を完納している者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 5 号に規定する暴力団の構成員に所属していない者

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、免許を取得する事業で、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の 12 月 31 日までに完了する事業とする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 教習機関経費（入校料、教習料及び検定料）
- (2) その他免許交付等に係る経費

(補助金の算定等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とし、予算の範囲内でこれを交付するものとする。ただし、15万円を限度とする。

(補助金の申請及び決定等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町長が別に定める日までに申請しなければならない。

2 申請者は、補助対象事業に着手する前に湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 教習機関経費(入校料、教習料及び検定料)が分かる書類
- (2) その他免許交付等に係る経費が分かる書類
- (3) 市町村税の納税証明書
- (4) 戸籍の附票の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助することを決定したときは湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金決定通知書(様式第2号)により、補助しないことを決定したときは湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

4 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないものと認める場合を除き、補助金の交付決定を取り消し、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた日から5年以内に転出したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により交付決定を受けたとき。

(補助金の変更及び実績報告)

第8条 補助金交付決定者が補助金の申請内容を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第17条第1項の規定による実績報告は、湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 免許証の写し
- (2) 第5条に規定する経費の領収書

3 前項の実績報告は、補助対象事業完了後1箇月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

4 規則第17条第1項の規定による補助金の交付の決定に係る会計年度が終了した場合は、湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金進捗状況報告書(様式第6号)を申請日の属する年度の3月末日までに提出しなければならない。

(着手届及び完了届)

第9条 補助対象事業の着手届及び完了届の提出は省略することができる。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者住所

氏 名

㊞

電話番号

湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金交付申請書

年度において標記補助金を下記のとおり受けたいので、湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の名称 湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金

2 交付申請額 円

3 入校講習機関名

4 入校予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付書類

- (1) 教習機関経費（入校料、教習料及び検定料）が分かる書類
- (2) その他免許交付等に係る経費が分かる書類
- (3) 市町村税の納税証明書
- (4) 戸籍の附票の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

申請者 様

湯梨浜町長



湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金については、湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助対象事業は、年 月 日付で申請のあった湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業として、その内容は申請書の内容欄記載のとおりとする。ただし、補助対象事業内容及び経費に変更が生じた場合は、変更承認申請をしなければならない。
- 2 補助対象事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 申請者は、湯梨浜町補助金等交付規則(平成 16 年湯梨浜町規則第 50 号)及び湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金交付要綱(平成 28 年湯梨浜町告示第 号)に従わなければならない。
- 4 この補助金に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。
- 5 付帯条件
 - (1) 補助金の交付を受けた日から 5 年以内に転出しないこと。
 - (2) 偽りその他不正な行為をしないこと。

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

申請者 様

湯梨浜町長



年度湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金については、次の理由に基づき不交付決定しましたので、湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

1 申請者

2 理由

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者住所

氏 名

印

電話番号

年度湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金変更(中止)承認申請書

年 月 日付第 号をもって交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更(中止)したいので、湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助金の名称 湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金
- 2 交付決定額
- 3 変更(中止・廃止)後の額
- 4 差 引 き
- 5 変更(中止・廃止)の時期
- 6 変更(中止・廃止)の理由
- 7 添付書類
 - (1) 教習機関経費(入校料、教習料及び検定料)が分かる書類
 - (2) その他免許交付等に係る経費が分かる書類
 - (3) その他町長が必要と認める書類

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者住所
氏 名
電 話 番 号



年度湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった 年度湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金が完了したので、湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業完了日 年 月 日
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 添付書類
 - (1) 免許証の写し
 - (2) 第5条に規定する経費の領収書

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者住所

氏 名

㊞

電話番号

湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業について、湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金交付要綱第8条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業等の名称	湯梨浜町移住者運転免許取得支援事業補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定	円	円
交付決定を受けた年度に係る実績	円	円
交付決定を受けた年度の翌年度に係る見込	円	円
教習機関入校年月日	年 月 日	
免許取得予定年月日	年 月 日	